

芦別市意見公募手続に関する要綱の考え方

総務部企画課

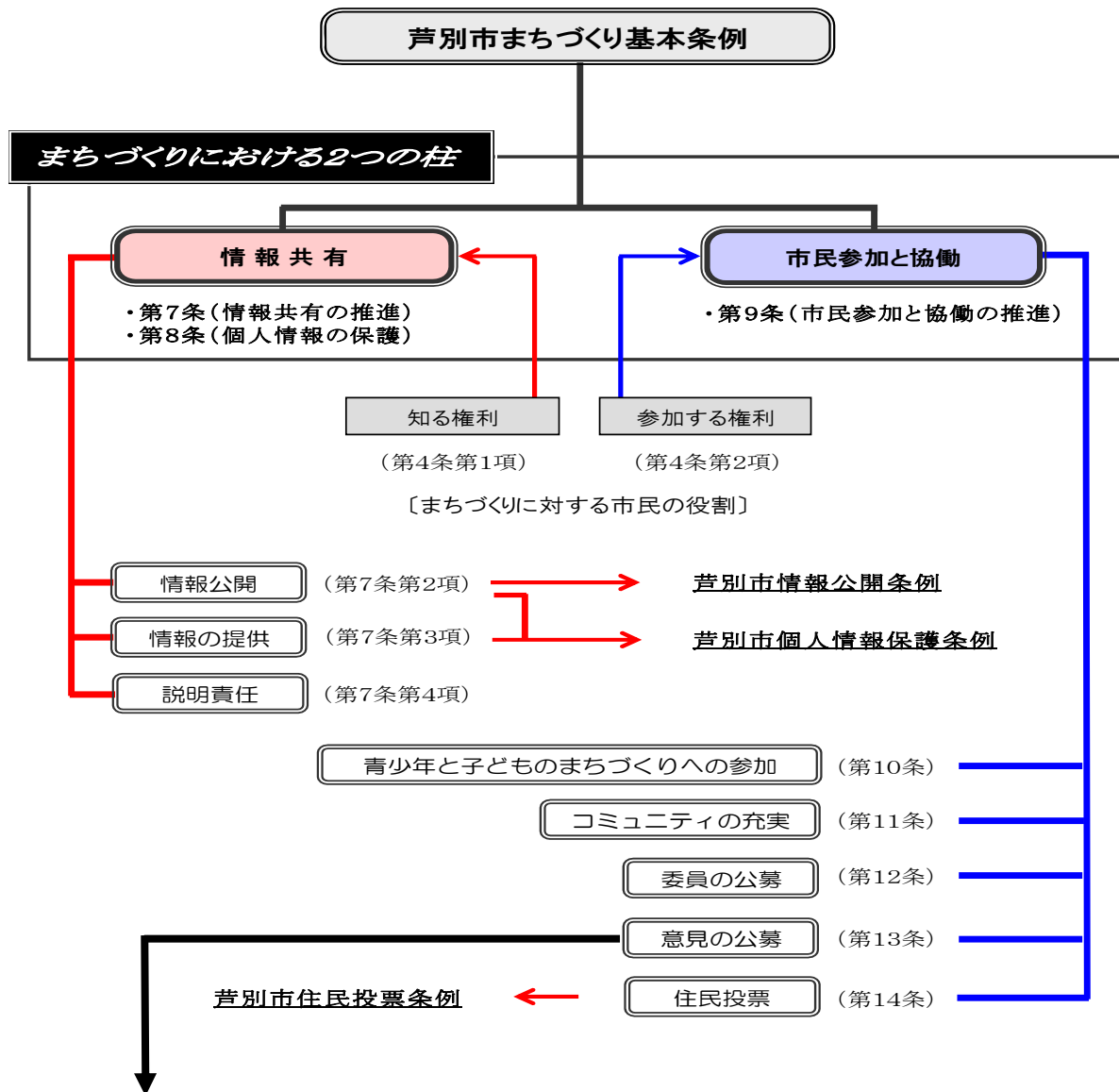
1 芦別市まちづくり基本条例と芦別市意見公募手続に関する要綱との関係

芦別市まちづくり基本条例抜粋

(意見の公募)

第13条 市は、まちづくりを進めるにあたって、市民の生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民から広く意見を求めます。

2 市は、市民から意見を求めるときは、市の広報紙、公式ホームページなどにより適切に実施し、市民から示された意見に対する市の考え方を公表します。



「市民の生活に重要な影響を及ぼすもの」とは、主に市の基本計画を新たに定めたり、見直したり、廃止することなどがこれに該当します。

市は、市民から意見を求めるときは、市の広報紙や市の公式ホームページなどによるほか、説明会や公聴会などいろいろな意見を聴く機会を設けるなど、さまざまな方法により意見を聴き取ることを規定しています。

また、市民から意見が出されたときには、市は、これに対しての回答を行い、公表することを規定しています。

意見の提出に関係する具体的な内容や手続その他必要な事項については、芦別市意見公募手続に関する要綱に規定しています。

2 芦別市意見公募手続に関する要綱の考え方

(目的)

第1条 この要綱は、広く市民にまちづくりへの参加の機会を保障するとともに、市民に対する説明責任を果たすことで、行政手続の透明性の向上を図り、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的として、意見公募手続に関し必要な事項を定めるものとする。

考え方

市民意見公募の手続の目的は、公正で透明な市民に開かれたまちづくりを目指すために、市の重要なまちづくりの策定に係る意思決定の前に必要な情報の公表を行い、市民の皆さんの多様な意見を求めることで、より市民協働の視点に立ったまちづくりを立案・決定するものです。従来、市では重要なまちづくりを展開する際には、懇談会等を開催し、意見の把握に努めてきましたが、それは各担当部署の判断に委ねたものでした。そのため、意見公募の手続を制度化することにより、その内容、方法等について統一的なルールを定め、市民がより積極的にまちづくりに参加できる機会を拡充します。

(用語の意味)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 意見公募手続 まちづくりのうち市民の生活に重要な影響を及ぼすものを形成し、又は決定する過程において、そのまちづくりの案の趣旨、目的、内容等を公表し、市民から意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、市の意思決定の参考にするとともに、提出された意見等の概要や、それに対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 執行機関 市長及び教育委員会をいう。

考え方

- ① ここでは、意見公募手続の意味と意見公募手続を行う対象とする執行機関について説明しています。
- ② 「執行機関」については、第4条に規定する意見公募手続の対象事案から勘案した結果、市長及び教育委員会を対象としています。

(意見等の聴取)

第3条 執行機関は、意見公募手続によって意見等の聴取を実施する。

- 2 執行機関は、意見公募手続のほかアンケート、説明会、懇談会、公聴会等を適宜実施し、市民の意見等を取り入れるよう努めるものとする。

考え方

芦別市まちづくり基本条例第13条第1項において、「市民の生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民から広く意見を求めます。」と規定しています。執行機関は、市民から意見等を求めるときは、意見公募手続による方法を実施することとしていますが、意見公募手続以外にもさまざまな方法により市民から意見等を聴き取ることを規定しています。

(対象)

第4条 芦別市まちづくり基本条例（平成20年条例第26号。）第13条第1項に規定する市民の生活に重要な影響を及ぼすもの（以下「意見公募対象事案」という。）とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 芦別市まちづくり基本条例や総合計画等市の基本的な政策に関する条例及び計画のうち、芦別市審議会等の委員公募に関する要綱（平成21年2月27日制定）の規定により、委員を公募している審議会等において審議の対象となっている条例及び計画とする。ただし、使用料、手数料、市税等財務に関する条例及び計画を除く。

(2) 前号に掲げるもののほか、執行機関において必要があると認める施策、制度等

2 前項第1号の規定により意見公募対象事案に該当する条例及び計画を審議し、並びに委員を公募している審議会等の名称は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 情報公開・個人情報保護審査会
- (2) 総合計画審議会
- (3) 環境審議会
- (4) 国民健康保険運営協議会
- (5) 地域包括支援センター運営協議会
- (6) 高齢者保健福祉計画等推進協議会
- (7) 障がい者計画等推進協議会
- (8) 次世代育成支援対策地域協議会
- (9) 食育推進会議
- (10) 廃棄物減量等推進会議
- (11) 地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定委員会
- (12) 都市計画審議会
- (13) 市立芦別病院事業運営委員会
- (14) 生涯学習推進計画市民検討委員会
- (15) 社会教育委員会議
- (16) 青少年問題協議会
- (17) 図書館協議会

考え方

- ① 「市の基本的な政策に関する条例及び計画」とは、まちづくり基本条例、環境基本条例、総合計画、生涯学習推進計画、環境基本計画などの基本的な条例や計画をいいます。
- ② 意見公募を行わなければならない「市の基本的な政策に関する条例及び計画」は、芦別市審議会等の委員公募に関する要綱の規定に基づき、委員を公募している審議会や委員会などで審議を行っているもののうち、第2項に掲げる審議会等で審議される案件を指します。
- ③ ②の例外として、市の財務に関する事項（財政健全化計画、税改正、使用料・手数料改定、給与・職員定数削減など）については、行政全般を総合的に考慮した上で決められるべきものであって、負担の軽減を求める意見を採用すると結果的に財政基盤がぜい弱するおそれがあるため対象外としていますが、これらの財務に関する事項については、第3条第2項の規定により、意見の公募とは別の方法（説明会、懇談会、公聴会等）を適宜実施し、市民の意見を取り入れることとしています。
- ④ 「執行機関が必要であると認める施策、制度等」は、市町村合併の問題など市のこれからの大きく左右するものなど重要性の高い事案について、市民から意見を聴取する必要があると認められるものが対象となります。

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、執行機関は、意見公募手続を実施しないものとする。

- (1) 緊急を要するものである場合
- (2) 法令改正、字句の整理等に伴う軽微なものである場合

2 前項第1号の規定により、意見公募手続を実施しないときは、第3条第2項に規定する説明会、懇談会、公聴会等を実施し、できる限り市民の意見等の聴取を行うよう努めなければならない。

考え方

緊急を要するものである場合とは、災害又は不慮の事態が生じた場合など時間的な制約があり、意見公募手続を行ってからでは間に合わないものにあつては、意見公募手続を実施しないことができることとしています。ただし、意見公募手続を行わない場合は、第3条第2項の規定に基づき、説明会等を適宜実施し、市民の意見を取り入れるよう努めるものとします。

(案の公表)

第6条 執行機関は、意見公募対象事案について意見公募手続を行おうとするときは、当該意見公募対象事案を公表しなければならない。

2 執行機関は、意見公募対象事案を公表しようとするときは、意見提出手続の実施について次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 意見公募対象事案の名称
- (2) 意見等を提出できる者の範囲
- (3) 意見公募対象事案に関する意見等の提出先、提出方法及び提出期間
- (4) 意見公募対象事案の公表又は閲覧場所

3 執行機関は、第1項の規定による公表の際は、併せて次に掲げる参考資料も公表することとする。この場合において、執行機関は、当該参考資料の作成について、当該意見公募対象事案に対する市民の理解が容易となるように留意しなければならない。

- (1) 意見公募対象事案の趣旨、目的及び策定に至った背景
- (2) その他意見公募対象事案を理解するために必要な参考資料

4 前3項の規定による公表については、執行機関が指定する場所での閲覧、ホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

考え方

- ① 「意見公募対象事案について意見公募手続を行おうとするとき」とは、意見公募対象事案がまとまり、執行機関が意思決定する前の時点を行い、条例案等、議会の議決を要するものについては、議案作成の前段で意見公募対象事案の公表を行うこととします。
- ② 多様な意見を提出していただくため、意見公募対象事案の公表又は閲覧場所及び意見等の提出方法等について、広報やホームページ等を通じて公表することとします。
- ③ 意見公募対象事案に添える参考資料は、市民が意見公募対象事案を十分理解することができることを目的としているため、そのような視点に基づいたものを用意することとします。
- ④ 意見公募対象事案の公表は、執行機関が指定する場所やホームページ等で行い、広く市民がその案を入手、閲覧することが出来るよう努めます。
「実施機関が指定する場所」とは、担当部署、市民会館、総合福祉センター等公共施設の窓口、地域コミュニティセンター（12施設）をいいます。
- ⑤ 広報紙は、紙面のスペースの都合上、意見公募対象事案等のすべてを掲載することは困難であるため、第2項に掲げる事項のほか、第3項第1号に掲げる意見公募対象事案の趣旨、目的及び策定に至った背景の概要を掲載することとします。

(意見等の提出)

第7条 意見公募手続に係る意見等の提出期間は、意見公募対象事案を公表した日から原則として30日以上とする。

2 意見等を提出しようとする市民又は団体は、書面に意見公募対象事案の名称、住所地又は所在、氏名又は団体の名称及び電話番号を明記のうえ、次の方法により提出するものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 執行機関への書面の持参
- (5) その他執行機関が適当と認める方法

考え方

① 意見等の提出期間については、あまり長期間を設定するとまちづくりの策定等に迅速性を欠くことが予想されるため、原則30日間以上とし、意見公募対象事案の公表時に併せて明示することとします。この場合、各世帯へ広報を配布する期間が概ね各月1日から10日となっていることから、実質の意見提出期間は、20日間以上確保することとします。

ただし、やむを得ない理由がある場合には、この限りでなく、その理由を明らかにすることで標準期間を下回る期間を定めることができます。

② 提出方法及び提出先に関しては、執行機関が意見等の募集の際に併せて明示することとします。ただし、意見提出者が高齢や障がい者等の理由により執行機関が定める方法での意見提出が困難である場合には、他の方法による提出を認めます。その際、意見提出者は、事前に執行機関へ問い合わせることとします。しかし、電話や口頭による意見提出については、提出者の意思が伝わりにくいことから、受け付けないこととします。

また、提出意見は日本語を前提とし、外国語で提出する場合は、日本語訳の添付を求めるものとします。

意見等の提出にあたっては、不明な点等の確認が必要な場合や、市民にも主体性と責任を持ってまちづくりに参加することを求める意味から、意見等を提出する場合は、意見書に案件名のほか、住所又は所在、氏名又は名称及び電話番号の明記を求めることとします。

(意見等の取扱い)

第8条 執行機関は、前条第2項の規定により提出された意見等を十分考慮し、意見公募対象事案についての意思決定を行うこととする。

2 執行機関は、提出された意見等を集約し、次に掲げる事項を速やかに公表することとする。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等に対する市の考え方
- (3) 意見公募対象事案の修正を行った場合における当該修正の内容

3 第6条第4項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

4 執行機関は、提出された意見等に芦別市情報公開条例（平成11年条例第3号）第7条第1項各号に規定する非公開情報が含まれている場合には、その意見等の全部又は一部を公表しないこととする。

考え方

① 「提出された意見等を十分考慮し、意見公募対象事案の意思決定を行う」とは、提出された意見を必ず反映させることを意味するのではなく、あくまでも意見公募対象事案を策定するための材料の一つとして扱うことをいいます。

② 意見公募手続の結果の公表について、執行機関はまちづくりの決定後、速やかに公表を行うこととします。

また、執行機関は、提出された意見等に対し個別に回答するのではなく、一括して回答することとします。

ア 提出された意見等は要約した上で公表できるとともに、類似のものがあつた

場合、事務の効率性を保つため、これらを集約する等整理した後で扱うことができるもの
とします。

イ 意見提出手続は、住民投票のように政策等の案の賛否を問うものではありません。したがって、単に賛否の結論のみを示した意見等に対しては、執行機関の考え方を示さないものとします。

また、執行機関は意見等に対し考え方を示す際、それが市民にとって分かりやすいものとなるようにします。

- ③ 意見公募手続の結果の公表方法については、第6条第4項と同様に、担当部署や青年センター、総合福祉センター等公共施設の窓口、地域コミュニティセンターでの閲覧、ホームページへの掲載等によることとします。
- ④ 提出された意見等については、原則として全て公表しますが、案と関係のない意見や第三者をひぼう中傷するもの等は公表しません。また、意見等に記載された市民の個人情報についても公表しないこととします。

(実施結果の公表)

第9条 市長は、意見公募手続を実施した意見公募対象事案について、毎年度1回、前年度における意見公募手続の実施結果を市の公式ホームページ、広報紙等への掲載により公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、意見公募対象事案の名称、公表日、意見等の提出期間、提出のあった意見等の件数、意見等の反映の有無及び問い合わせ先を記載するものとする。

考え方

この条に規定する事務は、各所管課が行った意見公募手続の結果を基に、企画課が行います。市民が、いつ、どのような案件が意見公募手続の対象となったのか把握できるように、意見公募手続の実施結果を一覧にして公表します。

(意見公募手続の特例)

第10条 執行機関は、第4条第2項各号に掲げる審議会等が、第6条から前条までの規定に準じた手続を経て行った報告、答申等に基づき、意見公募対象事案の意思決定をするときは、意見公募手続を実施しないことができる。

2 法令の規定により、意見公募手続が義務づけられている施策等については、この要綱と同等の効果を有すると認められる範囲内に限り、この要綱に規定する意見公募手続を実施したものとみなし、実施されていない意見公募手続のみを実施すれば足りるものとする。

考え方

審議会、協議会等の附属機関などにおいて、意見公募手続を実施した報告や答申などがなされた場合又は法令の規定に基づき意見公募手続を行った場合には、執行機関において意見公募手続を行わないことができることとしています。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

3 意見公募手続の流れ

